

新型コロナウイルス感染症に伴う 特別有給休暇取得制度 **延長** について

就業スタッフの皆さまへ

当社では、政府指針に伴い新型コロナウイルス感染症に伴う「特別有給休暇取得制度」を延長いたします。

該当の方は以下をご確認いただき、各オフィスまでご連絡ください。

取得申請には期限日があります。期限日を過ぎての申請は対象外となりますので、必ず期間内での申請をお願いいたします。

該当する方

- ①または②の子の世話をを行うことが必要となった方
- ①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子
※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）
放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
但し、放課後児童クラブ等の施設に預ける方を除き
※冬休み・春休み等の学校の休み および 保護者が自主的な判断で休ませた場合は対象外
- ② i)～iv)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i)新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii)風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii)新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子ども
 - iv)医療的ケアが日常的に必要な子供又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

日数制限

日数制限はありません。※半日申請も可能です

取得可能期間

2022年4月1日（金） ～ 2022年6月30日（木）

取得申請

担当オフィス・担当営業までご連絡ください。申請書類をお送りします。
必要事項をご記入の上、ご返送ください。
※但し、後日必要書類の取得をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

勤怠管理

タイムシート：特別有給休暇取得日には勤務時間・区分を含め、何も記入
しないでください。
Web 勤怠：欠勤時の処理をしてください。

取得申請
期限日

4月分：4/30（土）
5月分：5/31（火）
6月分：6/30（木）
期限日を過ぎての申請は対象外となりますので、ご注意ください。

申請書・
案内文の
提出期限

4月分 : 5/6 (金)

5月分 : 6/2 (木)

6月分 : 7/4 (月)

毎月 第2営業日必着です。早めの提出をお願いします。

※申請書・小学校等からの案内文の提出はFAX・PDFにて担当まで
お送りいただいた後、原本をお送りいただいても構いません。

給与支払

4月分 : 5/13 (金)

5月分 : 6/15 (水)

6月分 : 7/15 (金)

申請受理いたしました休業日の賃金は翌月の給与支給日にお支払いします。

本件に関するお問い合わせは、テンプスタッフフォーラム各オフィス、営業担当までお願いします。